

# 注意喚起

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城 千秋  
担当理事 宮城 政剛



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。

那覇市保健所から「新型コロナウイルス肺炎」関係の通達を会員施設に情報提供しておりますけど、改めて「行政検査について」を抜粋にてお届け致します。よろしくご確認をお願いします。

WEB上での「厚労省・特設サイト」にて最新情報の確認をお願いしたいと思います。

(厚労省・特設サイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） TEL 098-868-7579

令和2年1月17日

医療機関の皆様へ

沖縄県地域保健課

## 新型コロナウイルス関連肺炎に対する行政検査について

### 4. 行政検査について

- ・ 休日夜間の行政検査の受付及び検査は、緊急性があると想定される場合のみ実施します。
- ・ 検体は咽頭拭い液、鼻咽頭拭い液、喀痰、血液、尿、（可能であれば便）の提出をお願いします。
  - 「咽頭拭い液、鼻咽頭拭い液、喀痰」⇒ 滅菌スピッツ（あればウイルス輸送培地）で冷蔵
  - 「血液」⇒ CBC 2ml 程度で冷蔵
  - 「尿」⇒ 滅菌スピッツ 10ml 程度で冷蔵
  - 「便」⇒ 検便容器で冷蔵
- ・ 検体は保健所が受け取りに伺うまで各医療機関にて保存してください。検体採取後48時間以内に検査を実施できる場合は冷蔵での保存を、48時間を越える場合は-80℃（ディープフリーザー）での保存をお願いします（ディープフリーザーが無い場合は、冷凍庫にて凍結保存）。
- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎が疑われた際には、検査診断の結果を待たず、感染拡大防止に必要な院内感染対策の徹底、不要不急な外出を自粛する等の指導を引き続きお願いします。

